

令和2年(2020年)8月7日

姫路市長 清元 秀泰 様

姫路市個人情報保護審議会
会長 永井 一郎

姫路市個人情報保護条例第39条の規定に基づく諮問について（答申）

令和2年3月18日付けで諮問のあった下記の審査請求について、別紙のとおり答申します。

記

（諮問事項）

介護給付費等に係る支給申請（平成26年度から令和元年度）の部分開示決定処分に対する審査請求について

答 申

第1 審議会の結論

姫路市長（以下「実施機関」という。）は、本件審査請求の対象となった部分開示決定（以下「本件処分」という。）について、理由付記に不備があるので取り消すべきであり、また、不開示とした部分のうち、別表に示す部分は開示すべきである。

第2 諮問事案の概要

1 審査請求に係る開示請求

審査請求人は、令和元年6月24日付けで平成26年度から令和元年度までの介護給付費等に係る支給申請の保有個人情報を求める（以下「本件開示請求」という。）として、姫路市個人情報保護条例（平成17年条例第78号。以下「条例」という。）第15条第1項の規定により開示請求を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に係る対象公文書を「介護給付費等に係る支給申請について（平成26年度から令和元年度分）」（以下「当該公文書」という。）と特定したうえで、令和元年8月7日付けで、以下の理由を付して本件処分を行い、審査請求人に通知した。

（開示しない部分、その理由及び根拠条項）

(1) 開示しない部分：開示請求者以外の個人情報

理由：特定の個人を識別することができるため

根拠条項：姫路市個人情報保護条例第16条第3号

(2) 開示しない部分：開示請求者の評価等に関する情報

理由：開示請求者の評価等に著しい支障が生ずるため

根拠条項：姫路市個人情報保護条例第16条第1号

(3) 開示しない部分：開示請求人の障害者総合支援法に係る介護給付費支給決定に際して作成された審議会議事録及びその他関係書類並びに録音データ

理由：特定の個人を識別することができるため

根拠条項：姫路市個人情報保護条例第16条第3号

3 審査請求

審査請求人は、本件処分を不服として、令和元年11月5日付けで実施機関に対して審査請求を行った。

第3 審査請求人の主張の要旨

1 審査請求の趣旨

本件処分のうち、不開示とされた部分を取消し、不開示とされた文書の開示を求めている。

2 審査請求の理由

審査請求人が審査請求書、反論書及び口頭による意見陳述で主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 一部不開示決定の違法性・不当性について

本件処分にかかる部分開示決定通知書には、部分開示決定処分の理由として、「①特定の個人を識別することができるため ②開示請求者の評価等に著しい支障が生ずるため ③特定の個人を識別することができるため」との記載があるものの、開示された資料の黒塗り部分のうちどの部分が「開示請求者以外の個人情報」にあたり、どの部分が「開示請求者の評価等に関する情報」にあたるのかが不明であるため、審査請求人はそれぞれの黒塗り部分がいかなる理由で不開示とされたのか知ることができない以上、姫路市行政手続条例(平成9年条例第2号。以下「手続条例」という。)第7条第1項(審査請求人は、行政手続法第8条第1項としているが、本件処分は姫路市個人情報保護条例に基づく自己情報の開示請求に対する処分であることから、理由付記についての法令上の根拠規定は、姫路市行政手続条例第7条第1項である。両規定の趣旨は同一であると考えられるため、当審議会においては読み替えて審議した。)の求める理由付記の要件を欠き、本件処分が違法である。

(2) サービス等利用計画案について

本件処分で不開示とされた部分には、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)に基づく相談支援事業所が作成したサービス等利用計画案が含まれる。

しかし、法第22条第4項及び第5項に規定するサービス等利用計画案は、相談支援事業所がこれを作成した後、障害者本人に交付され、本人から市町村へ提出することが想定されているものである。サービス等利用計画案は、元々障害者本人がその内容をすべて確認することが想定されており、市町村が保有する障害者のサービス等利用計画案を当該障害者に開示したことにより、当該障害者以外の個人の権利利益を侵害することなどおよそ考えられない。

このため、サービス等利用計画案の一部を不開示とすることに理由はない。

(3) サービス等利用計画案・児童支援利用計画案(Ⅰ基本情報・Ⅱアセスメント)について

法で規定するサービス等利用計画案ではないにしても、「サービス等利用計画案を作成しやすいよう」に作成している書類を、当該障害者に開示することにより、当該障害者以外の者の権利利益を侵害することなどおよそ考えられない。

記載されているのは、「家族の主訴(意向・希望)」、「生育歴・生活歴・職歴等」、「介護を行う者等の状況」及び「障害の程度その他心身の状況等」等である。これらの記載内容は、障害者の生活実態等に関する客観的具体的事実が中心になると考えられる。担当者が抱いた印象や評価を記載する場合でも、客観的具体的事実を前提として、担当者の専門的知見に基づく印象や評価が記載されているものであると考えられるため、開示したことにより、直ちに当該開示請求者の評価等に著しい支障が生ずるとは考えられない。

このため、サービス等利用計画案・児童支援利用計画案(Ⅰ基本情報・Ⅱアセスメント)の全部が開示されるべきである。

(4) ケース会議記録における障害福祉課職員所見及び決裁書類の補足事項欄等について

不開示部分には、ケース会議記録における障害福祉課職員(以下「職員」という。)所見や、

処分庁における決裁書類の「補足事項」など、職員が抱いた印象や評価等が記載されていると思われる部分が含まれる。

しかし、ケース会議記録や介護給付費支給決定に関する決裁書類は、支給決定の根拠と決定に至るプロセスを客観的に記録するものであり、その記載内容は、障害者の生活実態等に関する客観的具体的事実が中心となると考えられる。仮に、職員が抱いた印象や評価を記載する場合でも、客観的具体的事実を前提として、職員の専門的知見に基づく印象や評価が開示されたからと言って、直ちに当該開示請求者の評価等に著しい支障が生ずるとは考えられない。

このため、ケース会議記録における職員所見や、実施機関における決裁書類の「補足事項」を不開示とすることに理由はない。

第4 実施機関の主張の要旨

実施機関が弁明書、諮問説明書及び口頭による意見陳述で主張しているところは、おおむね次のとおりである。

1 不開示部分の理由付記について

当該公文書において、不開示部分に係る見出し及び項目名を開示していることから、その部分が「①開示請求者以外の個人情報」又は「②開示請求者の評価等に関する情報」のいずれに該当するかの判別が可能であり、また、当該不開示部分に対応する理由について「①特定の個人を識別できるため」又は「②開示請求者の評価等に著しい支障が生ずるため」と記載しており、審査請求人が主張する理由付記を欠くことにはあたらない。

2 サービス等利用計画案について

審査請求人が法第22条第4項及び第5項に規定するサービス等利用計画案が不開示となっていると主張する「サービス等利用計画案・児童支援利用計画案(I 基本情報・II アセスメント)」は、指定特定相談支援事業者等がサービス等利用計画案を作成するにあたり、所定の勘案事項を網羅する必要があることを踏まえ、姫路市のサービス支給に係る取扱いに関して共通の視点を持ってサービス等利用計画案を作成しやすいよう、調査事項の標準様式として示しているもので、姫路市から指定特定相談支援事業者等に対して任意で提示を求めているものであり、法で規定するサービス等利用計画案ではない。

なお、法で規定するサービス等利用計画案については、全部開示している。

3 サービス等利用計画案・児童支援利用計画案(I 基本情報・II アセスメント)について

「サービス等利用計画案・児童支援利用計画案(I 基本情報・II アセスメント)」は、審査請求人、関係機関及び関係者から得られた客観的な情報とそれに対する処置、支援方法及び今後の支援方針等が記載されている。

記載内容には、客観的事実に基づく専門的な知見から得られる内容もあるが、支援者の視点で記載したものであり、その記載内容が審査請求人の要望や意見とは異なる場合や、関係機関や支援者のみが把握し、審査請求人に対し不開示となっている内容等が含まれている場合もあり、その内容が開示されると、審査請求人の評価等に著しい支障が生ずるおそれがある。

4 不開示部分の理由について

不開示部分については、審査請求人に係る職員や相談支援専門員（以下「専門員」という。）の評価、相談に関する情報、専門員と審査請求人以外の者とのやり取り、審査請求人以外の者の個人情報が記録されている。また、これらが審査請求人に開示されると、専門員又は関係機関の審査請求人に対する評価について、専門員又は関係機関と審査請求人が対立し、両者間に紛争を生ずることが容易に推測される。

したがって、条例第16条第1号又は第3号の規定により不開示としたことは妥当である。

第5 審議会の判断

1 当該公文書について

実施機関は、本件処分における当該公文書を、「介護給付費等に係る支給申請について（平成26年度から令和元年度分）」と特定している。

しかし、当該公文書は支給申請だけではなく、計画相談支援に係る事業所変更及びケース会議記録の決裁等もある。開示請求に対する開示決定等の処分においては、原則として、記録されている公文書の名称を、件名又は作成日等で客観的に請求者が識別できるように特定すべきものとする。

したがって、本件開示請求に対する公文書の名称は次のとおり特定すべきである。

- ・取下届出書（平成26年4月15日受付）
- ・介護給付費等の給付に係る支給申請について（新規）〇〇〇〇（平成26年5月1日起案）
- ・介護給付費等の給付に係る支給申請と計画相談支援給付費に係る相談支援事業所の変更申請について（継続・変更・追加：〇〇〇〇）（平成27年5月15日起案）
- ・介護給付費等の給付に係る支給申請について（変更・追加：〇〇〇〇）（平成27年10月7日起案）
- ・介護給付費等の給付に係る支給申請について（継続）〇〇〇〇（平成28年5月31日起案）
- ・計画相談支援にかかる事業所変更について（〇〇〇〇）（平成28年9月1日起案）
- ・介護給付費等の給付に係る支給申請について（継続：〇〇〇〇）（平成29年5月31日起案）
- ・介護給付費等の給付に係る支給申請について（量変更：〇〇〇〇）（平成29年7月24日起案）
- ・介護給付費等の給付に係る支給申請について（量変更：〇〇〇〇）（平成29年11月24日起案）
- ・介護給付費等の給付に係る支給申請について（量変更：〇〇〇〇）（平成29年12月28日起案）
- ・介護給付費等の給付に係る支給申請について（追加：〇〇〇〇）（平成30年2月28日起案）
- ・計画相談支援にかかる事業所変更について（〇〇〇〇）（平成30年5月14日起案）
- ・介護給付費等の給付に係る支給申請について（継続：〇〇〇〇）（平成30年5月31日起案）
- ・介護給付費等の給付に係る支給申請について（追加）〇〇〇〇（平成30年10月5日起案）

- ・介護給付費等の給付に係る支給申請について（区分変更）〇〇〇〇（平成30年10月31日起案）
- ・〇〇〇〇様の要望についての回答についての記録（平成31年3月20日開催）
- ・ケース会議記録（〇〇〇〇）（平成31年4月8日開催）
- ・ケース会議記録（〇〇〇〇）（令和元年5月27日開催）
- ・介護給付費等の給付に係る支給申請について（継続）〇〇〇〇（令和元年5月31日起案）

2 本件処分に係る対象資料について

本件処分に係る当該公文書は、「第5 審議会の判断 1」で特定したところであるが、当該公文書に添付されている文書も複数あることから、審議会において開示するか否かの判断をするにあたり、添付文書を次のとおり対象資料として特定する。

- ・サービス等利用計画案・児童支援利用計画案（Ⅰ基本情報・Ⅱアセスメント）（以下「資料1」という。）
- ・概況調査票（内部資料）（以下「資料2」という。）
- ・判定結果一覧（以下「資料3」という。）
- ・勘案事項2（介護を行う者の状況）（以下「資料4」という。）
- ・制度受給状況表示、福祉総合システム及び税情報（世帯）の画面コピー（以下「資料5」という。）
- ・退院後のマニフェスト（以下「資料6」という。）

3 本件処分の理由付記について

審査請求人は、「第3 審査請求人の主張の要旨 2-(1)」のように、理由付記の要件を欠き違法であると主張していることから、本件処分における部分開示決定通知書を見分し、理由付記の要件を満たしているかについて、以下のとおり検討した。

- (1) 開示請求に係る全部又は一部を開示しない決定を行う際には、手続条例第7条に基づく理由の提示を書面により行わなければならない旨が規定されている。また、条例第19条第1項には、開示請求に係る保有個人情報の全部又は一部を開示するときは、その旨の決定をし、開示請求者に対し、その旨及び開示の実施に関し必要な事項を書面により通知しなければならない旨が規定されている。
- (2) 実施機関は、当該公文書の不開示部分について、「第4 実施機関の主張の要旨 1」のように、審査請求人が主張する理由付記を欠くことにはあたらないと主張している。
- (3) 判例では、公文書の非開示決定通知書にその理由を付記すべきものとしているのは、非開示理由の有無について実施機関の判断の慎重と公正妥当を担保してその恣意を抑制するとともに、非開示の理由を開示請求者に知らせることによって、その不服申立てに便宜を与えるところにあるとされている（参照：東京都における公文書非開示処分に関する平成4年12月10日最高裁判決）。

このような趣旨にかんがみれば、審査請求人において、条例第16条第1号又は第3号の不開示事由のどれに該当するのかを、その根拠とともに了知し得るものでなければならないが、不開示部分が多く存在し、個々の見出し及び項目名からは、どの部分が「開示請求者以外の個人情報」

にあたり、どの部分が「開示請求者の評価等に関する情報」にあたるのか判断しづらい。

このことから、本件処分における理由は付記すべき理由としては不十分であり、手続条例第7条及び条例第19条第1項の規定の趣旨に反しており、本件処分は取り消すべきである。

4 本件処分に係る具体的な判断について

実施機関が条例第16条第1号及び第3号に該当するとして不開示とした部分について、次のとおり判断する。

(1) 条例第16条第1号の該当性について

ア 条例第16条第1号の趣旨について

本号は、個人の評価、診断等に関する情報を開示することによって、当該評価、診断等の過程やそれらの基準が知られることにより、開示請求者の評価等に著しい支障が生ずる場合が考えられるため、このことを防止するための不開示情報として定めたものである。

イ 介護給付費等の給付に係る支給申請の決裁本文について

介護給付費等の給付に係る支給申請の決裁には、審査請求人から申請のあった介護給付費等の給付の継続及び変更等に係る決定事項が記載されている。決裁本文は、「申請者」、「申請サービスの種類及び内容」、「申請理由」、「調査内容」、「障害支援区分及び支給の可否」、「支給決定内容(案)」及び「その他補足事項」等で構成されているが、このうち、「調査内容」及び「その他補足事項」を不開示としている。

まず、「調査内容」のうち、障害区分及び医療機関名などの審査請求人に係る客観的具体的事実が記載されている内容については、審査請求人が知り得る情報であるため、開示すべきである。

他方、職員による評価に関する情報を開示するとなると、審査請求人との評価の相違から、職員が評価を行う際に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるため、条例第16条第1号に該当し不開示が妥当である。

次に、「その他補足事項」は、審査請求人や専門員等から得られた客観的な情報と、それに対する職員による評価や今後の方針が記載されている。

このうち、生活保護受給、障害者手帳取得及び医療機関名などの審査請求人に係る客観的具体的事実が記載されている内容については、審査請求人が知り得る情報であるため、開示すべきである。

他方、職員や専門員等による評価に関する情報を開示するとなると、審査請求人との評価の相違から、職員が評価を行う際に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるため、条例第16条第1号に該当し不開示が妥当である。

ウ 資料1について

資料1は、専門員がサービス等利用計画案を作成しやすいよう、調査事項の標準様式として示しているもので、姫路市から専門員に対して任意で提供を求めているものである。

資料1は、「Ⅰ－Ⅰ作成者」、「Ⅰ－Ⅱ対象者」、「Ⅰ－Ⅲ認定を受けている各種の障害等級等」、「Ⅰ－Ⅳ対象者の置かれている環境」、「Ⅰ－Ⅴ介護を行う者等の状況」及び「Ⅱ障害の程度その他心身の状況等」等の項目で構成されている。

このうち、「Ⅰ－Ⅲ認定を受けている各種の障害等級等 生育歴・生活歴・職歴等」、「Ⅱ

障害の程度その他心身の状況等 I 身体状況（判断基準A、状況、特記事項（必須分））、II 日常生活動作（判断基準A、状況、特記事項（必須分））、III 日常生活動作（判断基準A、状況、特記事項（必須分））、IV 意思疎通手段（判断基準A、状況、特記事項（必須分））、V 行動障害（判断基準A、状況、行動障害の具体的内容）、VI その他（判断基準A、状況、特記事項（必須分））、VII その他の心身の状況・作成者所見（判断基準A、特記事項（必須分）、作成者所見特記）、総合所見（支援経過・現状と課題等）」を不開示としている。

まず、「I－III 認定を受けている各種の障害等級等 生育歴・生活歴・職歴等」は、審査請求人の生活状況について時間的な経緯に従って記録されており、これらを開示しても審査請求人の評価等に著しい支障が生ずると認められず、条例第16条第1号に該当しないため、開示すべきである。

次に、「II 障害の程度その他心身の状況等 I 身体状況（判断基準A、状況、特記事項（必須分））、II 日常生活動作（判断基準A、状況、特記事項（必須分））、III 日常生活動作（判断基準A、状況、特記事項（必須分））、IV 意思疎通手段（判断基準A、状況、特記事項（必須分））、V 行動障害（判断基準A、状況、行動障害の具体的内容）、VI その他（判断基準A、状況、特記事項（必須分））、VII その他の心身の状況・作成者所見（判断基準A、特記事項（必須分）、作成者所見特記）、総合所見（支援経過・現状と課題等）」は、審査請求人又は家族等から聞き取った内容を踏まえた専門員の所見が記載されている。

したがって、これらの内容を開示するとなると、専門員の審査請求人に対する評価の相違から、専門員の行う評価に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるため、条例第16条第1号に該当し不開示が妥当である。

エ ケース会議記録（平成31年4月8日開催分）について

ケース会議記録には、審査請求人を含む関係者が一堂に会し、審査請求人の病状、支援内容及び今後の方針について確認を行った内容と、それを踏まえた職員の所見が記載されており、このうち、「その他担当者所見」を不開示としている。

ケース会議には、審査請求人も同席しているが、「その他担当者所見」を開示するとなると、職員の審査請求人に対する評価の相違から、職員の行う業務に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるため、条例第16条第1号に該当し不開示は妥当である。

オ 資料5について

資料5のうち福祉総合システム画面コピーについては、職員がシステム上から画面コピー及び抽出した資料であり、「欄外記載内容」に職員の所見が記載されているため、不開示としている。

職員の所見が開示されると、職員が評価を行う際に著しい支障が生ずるおそれがあると認められるため、条例第16条第1号に該当し不開示は妥当である。

カ 資料6について

資料6は、審査請求人に係る入院前の問題点、入院中に考えた事及び退院後のマニフェスト（対処）が記載されており、「欄外記載内容」を不開示としている。

資料6の欄外には、職員による評価が含まれているとして不開示としているが、欄外の記載内容が開示されたとしても、審査請求人の評価等に著しい支障が生ずると認められず、条例第16条第1号に該当しないため、開示すべきである。

(2) 条例第16条第3号の該当性について

ア 条例第16条第3号の趣旨について

本号は、開示請求のあった保有個人情報について、開示することにより開示請求者以外の特定の個人を識別することができるものについては、不開示を原則とし、例外的に開示することを定めたものである。

イ 計画相談支援にかかる事業所変更について（〇〇〇〇）（平成30年5月14日起案）

計画相談支援にかかる事業所変更について（〇〇〇〇）（平成30年5月14日起案）の起案本文のうち、「その他」の記載内容については、審査請求人が知り得ることのできる事実のみが記載されており、条例第16条第3号に該当しないため、開示すべきである。

ウ 資料1について

資料1の構成については、「第5 審議会の判断 4-(1)-ウ」において述べたところである。

このうち、「I-II対象者 家族等連絡先、電話番号」、「I-III認定を受けている各種の障害等級等 家族の主訴（意向・希望）」、「I-IV対象者の置かれている環境 社会関係図ほか予備欄」、「I-V介護を行う者等の状況 職業就労状況等、同居別居、特記事項、備考」、「緊急連絡先 住所、連絡種別、電話番号、時間帯、優先順位」を不開示としている。

まず、「I-II対象者 家族等連絡先」の母の住所は、住民基本台帳法第20条第1項で、「市町村が備える戸籍の附票に記載されている者又はその配偶者、直系尊属若しくは直系卑属は、当該市町村の市町村長に対し、これらの者に係る戸籍の附票の写しの交付を請求することができる。」と規定されていることから、法令等の規定により審査請求人が知ることのできる情報であるが、附票に記載されている住所と居所が必ずしも同一であるとは限らないため、条例第16条第3号に該当し、不開示が妥当である。

次に、家族等の「電話番号」は、審査請求人から聞き取った情報であるか否かは不明である。昨今、携帯電話は複数所持する者も少なくなく、実施機関によると、必ずしも審査請求人が知っているとは断定できないとのことであることから、条例第16条第3号ただし書きに規定する「法令の規定により又は慣行として開示請求者が知ることができ、又は知ることが予定されている情報」とは認められないため、不開示が妥当である。

「I-III認定を受けている各種の障害等級等 家族の主訴（意向・希望）」については、審査請求人の家族から聞き取った情報であり、審査請求人以外の者の個人情報であるため、条例第16条第3号に該当し不開示は妥当である。

「I-IV対象者の置かれている環境 社会関係図ほか予備欄」については、審査請求人の置かれている環境が記載されている。

このうち、平成26年5月1日に作成された資料1の「I-IV対象者の置かれている環境 社会関係図ほか予備欄」については、審査請求人以外の者の個人情報が含まれているため、条例第16条第3号に該当し、不開示が妥当であるが、平成27年5月7日及び平成28年5月12日作成の資料1については、審査請求人が知り得ることのできる客観的具体的事実が記載されているため、開示すべきである。

「I-V介護を行う者等の状況 職業就労状況等、同居別居、特記事項、備考」、「緊急連絡先 住所、連絡種別、電話番号、時間帯、優先順位」については、介護者や緊急連絡先の

情報が記載されている。

まず、「同居別居」は、審査請求人が知っている事実であることは明らかであるため、開示すべきである。

「職業就労状況等」、「特記事項」及び「備考」については、審査請求人以外の者の個人情報であるため、条例第16条第3号に該当し、不開示は妥当である。

次に、「緊急連絡先住所、電話番号」については、先の「第5 審議会の判断 4-(2)ーウ」で述べたとおりであり、不開示は妥当である。

なお、「緊急連絡先連絡種別、時間帯、優先順位」については、条例第16条第3号には該当しないため、開示すべきである。

エ 資料2について

概況調査票は、支給決定における勘案事項の一つである「当該障害者等の介護を行う者の状況」を勘案する資料として、職員が審査請求人の自宅又は自宅外を訪問し、審査請求人、専門員又は家族等から聞き取りを行って作成された資料である。調査票を作成した「記入者氏名」、調査対象者の「氏名」、「年齢」、「現住所」、「家族等連絡先」、「家族等の電話番号」及び「障害認定審査会の案件決定参考事項」等で構成されている。

このうち、「家族等連絡先」、家族等の「電話番号」及び「障害認定審査会の案件決定参考事項 身体障害者及び知的障害者・精神障害者の医療機関・施設名チェック欄、医療機関・施設名及び合議体」を不開示としている。

まず、「家族等連絡先」及び家族等の「電話番号」は、先の「第5 審議会の判断 4-(2)ーウ」で述べたとおり、不開示とすべきである。

次に、「障害認定審査会の案件決定参考事項 身体障害者及び知的障害者・精神障害者の医療機関・施設名チェック欄、医療機関・施設名及び合議体」については、障害認定審査会（以下「審査会」という。）開催にあたり、審査請求人のかかりつけの医療機関以外の合議体において、障害支援区分を判定するための参考にするものであり、審査請求人以外の者の個人情報ではないため、条例第16条第3号には該当しない。

しかし、「医療機関・施設名」を開示することにより、審査会における意思決定の中立性が損なわれるおそれがあることから、「医療機関・施設名」のみ条例第16条第6号に該当し、不開示とすべきである。

オ 資料3について

資料3は、職員が審査会の判定結果情報を入力し、その情報を抽出した資料であり、「合議体番号」、「市町村番号」及び「調査対象者」等で構成されており、審査請求人以外の者の個人情報及び審査請求人の「市町村番号」を不開示としている。

まず、審査請求人以外の者の個人情報については、条例第16条第3号に該当することは明らかであるため、不開示は妥当である。

次に、「市町村番号」は、兵庫県障害者自立支援市町番号として割り当てられたものであり、条例第16条第3号には該当しないため、開示すべきである。

カ 資料4について

資料4は、職員が支給決定をするにあたり、概況調査票等及び専門員が作成した資料を基に、審査請求人の家族構成及びサービス利用状況等が記載された資料であり、「職業就労状

況等」、「同居区分等」、「特記事項」、「主たる介護者」を不開示としている。

このうち、「同居区分等」は、先の「第5 審議会の判断 4-(2)ーウ」で述べたとおり開示すべきであり、「主たる介護者」についても、審査請求人が知っている事実であることは明らかであるため、開示すべきである。

「職業就労状況等」及び「特記事項」については、審査請求人以外の者の個人情報であるため、条例第16条第3号に該当し、不開示は妥当である。

キ 資料5について

資料5は、審査請求人に係る情報について、職員がシステム上から画面コピー及び抽出した資料であり、「世帯番号」、「世帯コード」、各種制度事業の「番号」及び「資格管理番号」等の個人情報が含まれている。

このうち、「世帯番号」、「世帯コード」、「生活保護番号」、「障害者福祉金（身体）番号」、「障害者福祉金（精神）番号」、「指定難病番号」、「生活保護の補足情報①」、「資格管理番号」、「前資格管理番号」及び「担当者ログイン用ID」を不開示としている。

まず、「世帯番号」、「世帯コード」、「生活保護番号」、「障害者福祉金（身体）番号」、「障害者福祉金（精神）番号」、「指定難病番号」、「生活保護の補足情報①」、「資格管理番号」及び「前資格管理番号」は、姫路市が事務処理を行ううえで、審査請求人に付した番号であり、審査請求人の個人情報であることは明らかであるため、開示すべきである。

次に、「担当者ログイン用ID」は、職員がデータを閲覧するために必要なログイン用のIDであり、条例第16条第3号に該当し、不開示は妥当である。

ク 審査会の録音データについて

審査会の録音データには、障害者の障害支援区分を決定するための多くの者の個人情報が含まれている。

実施機関は、特定の個人を識別できる情報が含まれるため不開示としているが、審査請求人に係る音声データのみを切り取ることは可能であると判断できるため、条例第16条第3号には該当しない。

しかし、審査請求人に関する音声データを開示するとなると、審査会において審議している委員が特定され、審査会における意思決定の中立性が損なわれるおそれがあることから、条例第16条第6号に該当し、不開示とすべきである。

5 結論

以上のことから、「第1 審議会の結論」のとおり判断する。

なお、審査請求人のその他の主張は、本件公文書を開示すべきか否かの結論に、直接影響を及ぼすものではない。

(別表)

公文書の名称	
不開示資料の名称	開示すべき部分
介護給付費等の給付に係る支給申請について（新規）〇〇〇〇（平成26年5月1日起案）	
起案文	「調査内容」の一部 ※障害区分や医療機関名など審査請求人に係る客観的具体的事実が記載されている内容
制度受給状況表示画面コピー	「世帯番号」、「生活保護番号」
概況調査票（内部資料）	障害認定審査会の案件決定参考事項の身体障害者及び知的障害者・精神障害者の「チェック欄」、「合議体」
判定結果一覧	「市町村番号」
サービス等利用計画案・児童支援利用計画案（Ⅰ基本情報・Ⅱアセスメント）	「Ⅰ－Ⅲ認定を受けている各種の障害等級等 生育歴・生活歴・職歴等」、「Ⅰ－Ⅴ介護を行う者等の状況 同居別居、緊急連絡先連絡種別、時間帯、優先順位」
介護給付費等の給付に係る支給申請と計画相談支援給付費に係る相談支援事業所の変更申請について（継続・変更・追加：〇〇〇〇）（平成27年5月15日起案）	
起案文	「調査内容」、「その他補足事項」の一部 ※障害区分や医療機関名など審査請求人に係る客観的具体的事実が記載されている内容
税情報（世帯）画面コピー	「世帯番号」
サービス等利用計画案・児童支援利用計画案（Ⅰ基本情報・Ⅱアセスメント）	「Ⅰ－Ⅲ認定を受けている各種の障害等級等 生育歴・生活歴・職歴等」、「Ⅰ－Ⅳ対象者の置かれている環境 社会関係図ほか予備欄」、「Ⅰ－Ⅴ介護を行う者等の状況 同居別居」
福祉総合システム画面コピー	「世帯番号」、「世帯コード」、「障害者福祉金（精神）番号」、「資格管理番号」、「前資格管理番号」
介護給付費等の給付に係る支給申請について（変更・追加：〇〇〇〇）（平成27年10月7日起案）	
起案文	「調査内容」、「その他補足事項」の一部 ※障害区分や医療機関名など審査請求人に係る客観的具体的事実が記載されている内容
税情報（世帯）画面コピー	「世帯番号」

	福祉総合システム画面コピー	「世帯番号」、「世帯コード」、「障害者福祉金（精神）番号」、「資格管理番号」、「前資格管理番号」
介護給付費等の給付に係る支給申請について（継続）〇〇〇〇（平成28年5月31日起案）		
	起案文	「調査内容」、「その他補足事項」の一部 ※障害区分や医療機関名など審査請求人に係る客観的具体的事実が記載されている内容
	制度受給状況表示画面コピー	「世帯番号」、「生活保護番号」
	税情報（世帯）画面コピー	「世帯番号」
	福祉総合システム画面コピー	「世帯番号」、「世帯コード」、「障害者福祉金（精神）番号」、「資格管理番号」
	サービス等利用計画案・児童支援利用計画案（Ⅰ基本情報・Ⅱアセスメント）	「Ⅰ－Ⅲ認定を受けている各種の障害等級等 生育歴・生活歴・職歴等」、「Ⅰ－Ⅳ対象者の置かれている環境 社会関係図ほか予備欄」、「Ⅰ－Ⅴ介護を行う者等の状況 同居別居」
介護給付費等の給付に係る支給申請について（継続：〇〇〇〇）（平成29年5月31日起案）		
	起案文	「調査内容」、「その他補足事項」の一部 ※障害区分や医療機関名など審査請求人に係る客観的具体的事実が記載されている内容
	税情報（世帯）画面コピー	「世帯番号」
	制度受給状況表示画面コピー	「世帯番号」、「生活保護番号」
	判定結果一覧	「市町村番号」
	概況調査票（内部資料）	障害認定審査会の案件決定参考事項の身体障害者及び知的障害者・精神障害者の「チェック欄」、「合議体」
	サービス等利用計画案・児童支援利用計画案（Ⅰ基本情報・Ⅱアセスメント）	「Ⅰ－Ⅲ認定を受けている各種の障害等級等 生育歴・生活歴・職歴等」、「Ⅰ－Ⅴ介護を行う者等の状況 同居別居」
	福祉総合システム画面コピー	「世帯番号」、「世帯コード」、「障害者福祉金（精神）番号」、「資格管理番号」、「前資格管理番号」
介護給付費等の給付に係る支給申請について（量変更：〇〇〇〇）（平成29年7月24日起案）		
	起案文	「調査内容」、「その他補足事項」の一部 ※障害区分や医療機関名など審査請求人に係る客観的具体的事実が記載されている内

	容
勘案事項2（介護を行う者の状況）	「同居区分等」、「主たる介護者」
福祉総合システム画面コピー	「世帯番号」、「世帯コード」、「障害者福祉金（精神）番号」、「資格管理番号」
退院後のマニフェスト	「欄外記載内容」
介護給付費等の給付に係る支給申請について（量変更：〇〇〇〇）（平成29年11月24日起案）	
起案文	「調査内容」、「その他補足事項」の一部 ※障害区分や医療機関名など審査請求人に係る客観的具体的事実が記載されている内容
福祉総合システム画面コピー	「世帯番号」、「世帯コード」、「障害者福祉金（精神）番号」、「資格管理番号」
サービス等利用計画案・児童支援利用計画案（Ⅰ基本情報・Ⅱアセスメント）	「Ⅰ－Ⅲ認定を受けている各種の障害等級等 生育歴・生活歴・職歴等」、「Ⅰ－Ⅴ介護を行う者等の状況 同居別居」
介護給付費等の給付に係る支給申請について（量変更：〇〇〇〇）（平成29年12月28日起案）	
起案文	「調査内容」、「その他補足事項」の一部 ※障害区分や医療機関名など審査請求人に係る客観的具体的事実が記載されている内容
勘案事項2（介護を行う者の状況）	「同居区分等」、「主たる介護者」
福祉総合システム画面コピー	「世帯番号」、「世帯コード」、「障害者福祉金（精神）番号」、「資格管理番号」
介護給付費等の給付に係る支給申請について（追加：〇〇〇〇）（平成30年2月28日起案）	
起案文	「調査内容」、「その他補足事項」の一部 ※障害区分や医療機関名など審査請求人に係る客観的具体的事実が記載されている内容
制度受給状況表示画面コピー	「世帯番号」
税情報（世帯）画面コピー	「世帯番号」
福祉総合システム画面コピー	「世帯番号」、「世帯コード」、「障害者福祉金（精神）番号」、「資格管理番号」
計画相談支援にかかる事業所変更について（〇〇〇〇）（平成30年5月14日起案）	
起案文	「その他」
福祉総合システム画面コピー	「世帯番号」、「世帯コード」、「障害者福祉金（身体）番号」、「障害者福祉金（精神）番号」、「資格管理番号」
介護給付費等の給付に係る支給申請について（継続：〇〇〇〇）（平成30年5月31日起案）	

起案文	「調査内容」、「その他補足事項」の一部 ※障害区分や医療機関名など審査請求人に係る客観的具体的事実が記載されている内容
税情報（世帯）画面コピー	「世帯番号」
福祉総合システム画面コピー	「世帯番号」、「世帯コード」、「障害者福祉金（身体）番号」、「障害者福祉金（精神）番号」、「資格管理番号」、「指定難病番号」、「生活保護番号」、「補足情報①」
勘案事項2（介護を行う者の状況）	「同居区分等」、「主たる介護者」
介護給付費等の給付に係る支給申請について（追加）〇〇〇〇（平成30年10月5日起案）	
起案文	「調査内容」、「その他補足事項」の一部 ※障害区分や医療機関名など審査請求人に係る客観的具体的事実が記載されている内容
福祉総合システム画面コピー	「世帯番号」、「世帯コード」、「指定難病番号」、「生活保護番号」、「障害者福祉金（身体）番号」、「障害者福祉金（精神）番号」、「資格管理番号」、「補足情報①」
勘案事項2（介護を行う者の状況）	「同居区分等」、「主たる介護者」
介護給付費等の給付に係る支給申請について（区分変更）〇〇〇〇（平成30年10月31日起案）	
判定結果一覧	「市町村番号」
概況調査票（内部資料）	障害認定審査会の案件決定参考事項の身体障害者及び知的障害者・精神障害者の「チェック欄」、「合議体」
福祉総合システム画面コピー	「世帯番号」、「世帯コード」、「指定難病番号」、「生活保護番号」、「障害者福祉金（身体）番号」、「障害者福祉金（精神）番号」、「資格管理番号」、「補足情報①」
介護給付費等の給付に係る支給申請について（継続）〇〇〇〇（令和元年5月31日起案）	
起案文	「調査内容」、「その他補足事項」の一部 ※障害区分や医療機関名など審査請求人に係る客観的具体的事実が記載されている内容
税情報（世帯）画面コピー	「世帯番号」
福祉総合システム画面コピー	「世帯番号」、「世帯コード」、「指定難病番号」、「生活保護番号」、「障害者福祉金（身体）番号」、「障害者福祉金（精神）番号」、「資格

	管理番号]、「補足情報①」
サービス等利用計画案・児童支援利用計画案 (Ⅰ基本情報・Ⅱアセスメント)	「Ⅰ－Ⅲ認定を受けている各種の障害等級 等 生育歴・生活歴・職歴等」、「Ⅰ－Ⅴ介護 を行う者等の状況 同居別居」

(参考) 審議の経過

年月日	審議会	経過
令和2年3月18日	————	実施機関からの諮問書提出
令和2年3月23日	————	審査請求人から資料の提出
令和2年4月6日	————	審査請求人から証拠説明書の提出
令和2年4月7日	令和2年度第1回	実施機関からの諮問説明及び口頭意見陳述 審査請求人からの口頭意見陳述 審議
令和2年5月25日	令和2年度第2回	審議
令和2年6月2日	令和2年度第3回	審議
令和2年6月29日	令和2年度第4回	審議
令和2年7月14日	令和2年度第5回	審議
令和2年8月7日	————	答申